

受託研究・受託事業における間接経費割合の改訂及び
共同研究における間接経費の設定について（お知らせ）

弘 前 大 学

日頃より本学の教育・研究等にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本学では外部機関との研究活動等の活性化を図るため、受託研究及び受託事業の実施において、直接経費（人件費、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費）の他に間接経費（当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費）をご負担いただいております。

今後の本学における産学連携の推進及び研究活動等の財務基盤強化を図るため、「間接経費」について下記のとおり改訂を行いました。

研究内容の質的向上のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

○受託研究・受託事業

1) 改訂内容

改訂前：間接経費 原則として直接経費の30%
自治体等からの場合は適用除外あり

改訂後：間接経費に関し別段の定めがある場合（国等から委託される研究等）を除き、
原則として、一律 直接経費の30%

2) 適用開始時期

平成30年4月1日以降に提出された受託研究申込書及び受託事業申込書より適用されます。

○共同研究

1) 改訂内容

改訂前：間接経費 設定なし → 改訂後：間接経費 直接経費の10%

2) 適用開始時期

平成30年10月1日以降に提出された共同研究申込書より適用されます。

○間接経費の主な用途

- ・全学の外部資金管理体制等の整備に係る経費
- ・産学官連携体制の整備・維持及び知的財産の管理・活用等に係る経費
- ・本学の共同利用機器・設備等の整備及び研究開発環境の改善に係る経費

【問い合わせ先】

研究・イノベーション推進機構

TEL:0172-39-3898